

重要事項説明書

記入年月日	令和7年11月1日
記入者名	福泉 梨香子
所属・職名	はっぴーらいふ茨木宿川 原町 施設長

1 事業主体概要

名称	(ふりがな)かぶしきがいしや らいふけあびじょん 株式会社ライフケア・ビジョン	
法人番号	2120001165010	
主たる事務所の所在地	〒 533-0033 大阪市東淀川区東中島一丁目18番22号	
連絡先	電話番号／FAX番号	06-6160-7088 / 06-6160-7087
	メールアドレス	h.higa@lifecare-vision.co.jp
	ホームページアドレス	http://lifecare-happylife.com
代表者（職名／氏名）	代表取締役 / 祝嶺 良太	
設立年月日	平成 23年7月8日	
主な実施事業	※別添1（別に実施する介護サービス一覧表）	

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな)はっぴーらいふいばらきしゅくがはらちょう はっぴーらいふ茨木宿川原町	
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	
有料老人ホームの類型	住宅型	
所在地	〒 567-0055 大阪府茨木市宿川原町16番3号	
主な利用交通手段	「JR茨木駅 8番乗り場 豊川四丁目行」乗車 約30分 「鍛冶屋橋」バス停下車 徒歩5分	
連絡先	電話番号	072-641-5631
	FAX番号	072-641-5632
	メールアドレス	h.higa@lifecare-vision.co.jp
	ホームページアドレス	http://lifecare-happylife.com
管理者（職名／氏名）	施設長 / 福泉 梨香子	
有料老人ホーム事業開始日／届出受理日・登録日	令和 5年7月1日	／ 令和 5年5月24日

3 建物概要

土地	権利形態	賃借権	抵当権	あり	契約の自動更新	あり											
	賃貸借契約の期間	令和 5年7月1日	～		令和 25年6月30日												
	面積	643.97 m ²															
建物	権利形態	賃借権	抵当権	あり	契約の自動更新	あり											
	賃貸借契約の期間	令和 5年7月1日	～		令和 25年6月30日												
	延床面積	1,137.71 m ² (うち有料老人ホーム部分)				1,137.71 m ²)											
	竣工日	令和 5年6月15日	用途区分		住宅型有料老人ホーム												
	耐火構造	耐火建築物	その他の場合 :														
	構造	鉄骨造	その他の場合 :														
	階数	3 階	(地上		3 階、地階	0 階)											
サ高住に登録している場合、登録基準への適合性						適合していない											
居室の状況	総戸数	40 戸		届出又は登録をした室数				40 室									
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数 備考 (部屋タイプ、相部屋の定員数等)									
	一般居室個室	○	○	×	×	○	13.23	40 一人部屋									
共用施設	共用トイレ	3 ケ所	うち男女別の対応が可能なトイレ				0 ケ所										
			うち車椅子等の対応が可能なトイレ				1 ケ所										
	共用浴室	個室	3 ケ所		ヶ所												
	共用浴室における介護浴槽	機械浴	1 ケ所		ヶ所		その他 :										
	食堂	1 ケ所		96.39 m ²													
	入居者や家族が利用できる調理設備	なし															
	エレベーター	あり (車椅子対応)				2 ケ所											
	廊下	中廊下	1.6 m	片廊下	m												
	汚物処理室	2 ケ所															
緊急通報装置	居室	あり	トイレ	あり	浴室	あり	脱衣室	あり									
		通報先 1階事務室	通報先から居室までの到着予定時間 1～2分														
消防用設備等	その他	洗濯室 (1階)															
	消火器	あり	自動火災報知設備	あり	火災通報設備	あり											
	スプリンクラー	あり	なしの場合 (改善予定時期)														
防火管理者		あり	防災計画	あり	避難訓練の年間回数 2 回												

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	事業者は利用者に対し、安全で快適に、且つ自由な生活環境を維持できるように配慮した運営を行います。	
サービスの提供内容に関する特色	<p>当施設は、入居者の意思及び人格を尊重し入居者の立場に立って、それぞれの状態に応じた医療、看護、介護サービス、相談業務を提供し、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。</p> <p>サービス提供にあたっては、入居者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。</p>	
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	委託	株式会社イートハピネス
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施	
健康管理の支援（供与）	自ら実施	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容	<p>■状況把握サービス 備考 ・食事などの機会を利用し安否を確認する。・また体調の急変や事故等の場合には必要な措置を講じ、状況により協力医療機関及び家族等への連絡を行う。</p> <p>■生活相談サービス ・日常の心配事や悩みについて職員が相談に応じ、専門的な相談には専門機関を紹介しサポートする。</p>	
サ高住の場合、常駐する者		
健康診断の定期検診	なし	
	提供方法	
利用者の個別的な選択によるサービス	※別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）	
虐待防止	<p>①虐待防止に関する責任者は、施設長です。</p> <p>②従業者に対し、虐待防止研修を実施しています。</p> <p>③入居者及び家族等に苦情解決体制を整備しています。</p> <p>④職員会議で、定期的に虐待防止のための啓発・周知等を行っています。</p> <p>⑤職員から虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。</p>	
身体的拘束	<p>①身体拘束は原則禁止としており、三原則（切迫性・非代替性・一時性）に照らし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入居者の身体状況に応じて、その方法、期間（最長で1カ月）を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録する。また、家族等へ説明を行い、同意書をいただきます。（継続して行う場合は概ね1カ月毎行う。）</p> <p>②経過観察及び記録をします。</p> <p>③ひと月に1回以上、会議等を開催し、入居者の状態、身体拘束等の廃止及び改善取組等について検討します。</p> <p>④1年に1回以上、身体拘束廃止に関する研修を行い、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組みます。</p>	

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな) はっぴーすたつふいばらきしゅくがはらちょう ハッピースタッフ茨木宿川原町
主たる事務所の所在地	〒567-0055 茨木市宿川原町16番3号
事務者名	(ふりがな) かぶしきがいしやらいふけあ・びじょん 株式会社ライフケア・ビジョン
併設内容	訪問介護

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配、入退院の付き添い		
	その他の場合 :		
協力医療機関	名称	あゆみ在宅クリニック	
	住所	豊中市豊南町西三丁目20番20号 伊丹ビル1階	
	診療科目	内科	
	協力科目	内科	
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	あり
		診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	あり
	名称		
	住所		
新興感染症発生時に 連携する医療機関	診療科目		
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	
		診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	
	なし		
協力歯科医療機関	医療機関の名称		
	医療機関の住所		
	名称		
住所			

(入居に関する要件)

入居対象となる者	要介護		
留意事項	<p>【入居をお断りすることがある場合】</p> <p>①入院加療を要する病態の方及び常時医療的処置を要する方 ②感染症疾患を有し、他の入居者に感染させる恐れのある方 ③他の入居者に迷惑や危害を加える恐れのある方</p>		
契約の解除の内容	入居者、又は事業者から解約した場合等（契約書第19～21条に準ずる）		
事業主体から解約を求める場合	解約条項	入居者の行動が、他の入居者・職員の生命に 危害を及ぼすなどの恐れがあり、通常の介 護・接遇では防止できない場合、等	
	解約予告期間	30日間の予告期間を設ける。（契約書第20条2項）	
入居者からの解約予告期間	1ヶ月		
体験入居	あり	内容	1泊2日 7,000円（税込） 2泊3日 15,000円（税込） ※食事代込 ※事前予約制です。
入居定員	40人		
その他			

5 職員体制

(職種別の職員数)

	職員数（実人数）			兼務している職種名及び 人数	
	合計				
	常勤	非常勤			
管理者	1	1			
生活相談員					
直接処遇職員	9	5	4		
介護職員		5	4		
看護職員					
機能訓練指導員					
計画作成担当者					
栄養士					
調理員					
事務員	1	1			
その他職員	2		2		

(資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考
		常勤	非常勤	
介護福祉士	5	2	0	
介護福祉士実務者研修修了者	2	4	1	
介護職員初任者研修修了者	3	0	3	

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計			
		常勤	非常勤	
看護師又は准看護師				
理学療法士				
作業療法士				
言語聴覚士				
柔道整復師				
あん摩マッサージ指圧師				
はり師				
きゅう師				

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間 (18時～ 翌6時)		
	平均人数	最少時人数 (宿直者・休憩者等を除く)
看護職員	人	人
介護職員	1 人	1 人
生活相談員	人	人
	人	人

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務									
	業務に係る資格等		あり	資格等の名称	介護福祉士					
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数			5	1						
前年度1年間の退職者数			5	2						
じ業 た務 職に 員従 の事 人し 数た 経 験 年 数に 応	1年未満		0	2						
	1年以上 3年未満		3	1						
	3年以上 5年未満		2	2						
	5年以上 10年未満									
	10年以上									
備考										
従業者の健康診断の実施状況			あり							

7 入居者の状況

(入居者の人数)

年齢別	65歳未満	人
	65歳以上75歳未満	3人
	75歳以上85歳未満	12人
	85歳以上	19人
要介護度別	自立	人
	要支援1	人
	要支援2	人
	要介護1	9人
	要介護2	11人
	要介護3	6人
	要介護4	5人
	要介護5	3人
入居期間別	6か月未満	16人
	6か月以上1年未満	4人
	1年以上5年未満	14人
	5年以上10年未満	人
	10年以上15年未満	人
	15年以上	人
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人		人／人
入居者数		34人

(入居者の属性)

性別	男性	16人	女性	18人
男女比率	男性	47.1%	女性	52.9%
入居率	85%	平均年齢	85.4歳	平均介護度 2.47

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人數	自宅等	0人
	社会福祉施設	2人
	医療機関	1人
	死亡者	1人
	その他	人
生前解約の状況	施設側の申し出	人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	3人
		(解約事由の例)
		医療機関（入院）、老健、他施設（サ高住、有料）

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態	利用権方式	
	月払い方式	
利用料金の支払い方式	選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択	
年齢に応じた金額設定	なし	
要介護状態に応じた金額設定	なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い	なし	内容：
利用料金の改定	条件	大阪府が発表する消費者物価指数等の経済状況、水光熱費の変化、人件費及び近隣家賃等の動向等を勘案し、利用料金改定の条件とする。
	手続き	運営懇談会での意見交換及び書面によるお知らせ

(代表的な利用料金のプラン)

		プラン1	プラン2			
入居者の状況	要介護度	(要介護度で料金の区別なし)				
	年齢	(年齢で料金の区別なし)				
居室の状況	部屋タイプ	一般居室個室				
	床面積	13.23				
	トイレ	あり				
	洗面	あり				
	浴室	あり				
	台所	なし				
入居時点で必要な費用	敷金	0円				
	家賃等保証料（※）	100,000円（非課税）				
	火災保険料（※）	家賃等保証料に含む				
月額費用の合計		155,000円				
家賃 保 外 ※ 費 用 (介 護	家賃	60,000円				
	食費	52,000円				
	共益費	23,000円				
	状況把握及び生活相談サービス費					
	生活サービス費	20,000円				
備考	介護保険費用 1割、2割又は3割の利用者負担（利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。）					
※家賃等保証料は保証会社との契約・お支払いとなります。						
火災保険料は家賃等保証料に含みます。						
解約時の返金はないものとします。						
※有料老人ホーム事業として受領する費用（訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない。）						

(利用料金の算定根拠等)

家賃	近隣施設の設定を勘案し、部屋面積に応じ設定。
敷金	家賃の 0ヶ月分 ※m ² 問わず一律0円 解約時の対応
家賃等保証料、火災保険料	利用者の家賃等の支払遅延防止を目的に、事業所指定の保証会社と契約のうえ入居時に一括でお支払いいただく料金で、火災保険料を含みます。
前払金	なし
食費	月額52,000円（税込） 欠食単価：朝食351円、昼食351円、夕食459円 調理委託費：月17,170円（喫食数に関わらず発生する人件費・光熱費等）
共益費	（算定根拠）年間を通じて水光熱費・建物管理費等の合計から部屋数に応じ按分 （内訳）住戸専用部ならびに共用部にかかる水道代、共用部の電気代、ガス代、エレベーター、防火設備等の法定点検費、ゴミ処理代、建物内清掃等建物管理費、敷地内駐車場・植栽の手入れ、共用部に使用する衛生用品・消耗品代等
状況把握及び生活相談サービス費	
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2
その他のサービス利用料	なし

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称 (設置者)		株式会社ライフケア・ビジョン	
電話番号 / FAX		06-6160-7088	/ 06-6160-7087
対応している時間	平日	9:00~18:00	
	土曜	休日	
	日曜・祝	休日	
定休日		土日祝祭日、年末年始12月29日~1月3日、 夏季(8月13日~8月15日)	
窓口の名称 (有料老人ホーム所管庁)		茨木市福祉部福祉指導監査課	
電話番号 / FAX		072-620-1809	/ 072-623-1876
対応している時間	平日	8:45~17:15	
定休日		土・日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで	
窓口の名称 (虐待の場合)		茨木市福祉部福祉総合相談課	
電話番号 / FAX		072-655-2758	/ 072-620-1720
対応している時間	平日	8:45~17:15	
定休日		土・日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで	

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	損保ジャパン
	加入内容	「ウォームハート」身体・財物共通2億円
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応	事故対応マニュアルに基づき、速やかに対応します。	
事故対応及びその予防のための指針	あり	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	あり	ありの場合	エントランスに意見箱を設置
			随時
		結果の開示	なし
		開示の方法	
第三者による評価の実施状況	なし	ありの場合	
			実施日
			評価機関名称
			結果の開示
		開示の方法	

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開・入居希望者に交付
管理規程	入居希望者に公開・入居希望者に交付
事業収支計画書	公開していない
財務諸表の要旨	公開していない
財務諸表の原本	公開していない

10 その他

		ありの場合	
		開催頻度	年 1回
運営懇談会	あり	構成員	<ul style="list-style-type: none"> 施設を代表する役職員（施設長・その他施設職員代表）及び入居者全員 入居者のうちの要介護者等については、その身元引受人等（成年後見制度に基づく後見人等）を含みます。 入居者と施設の双方の合意が成立した場合には、第三者的立場にある学識経験者、民生委員等を構成メンバーとすることができます。
		なしの場合の代替措置の内容	
高齢者虐待防止のための取組の状況	あり	虐待防止対策検討委員会の定期的な開催	
	あり	指針の整備	
	あり	定期定期な研修の実施	
	あり	担当者の配置	
身体的拘束の適正化等の取組の状況	あり	身体的拘束等適正化検討委員会の開催	
	あり	指針の整備	
	あり	定期的な研修の実施	
	あり	緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行うこと	
	あり	身体的拘束等を行う場合の態様及び時間、入居者の状況並びに緊急やむを得ない場合の理由の記録	あり
業務継続計画（B C P）の策定状況等	あり	感染症に関する業務継続計画	
	あり	災害に関する業務継続計画	
	あり	職員に対する周知の実施	
	あり	定期的な研修の実施	
	あり	定期的な訓練の実施	
	あり	定期的な業務継続計画の見直し	
提携ホームへの移行	なし	ありの場合の提携ホーム名	
個人情報の保護		<ul style="list-style-type: none"> 入居者の名簿及びサービスの帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」並びに、茨木市個人情報保護条例を遵守する。 事業者及び職員は、サービス提供をするうえで知りえた入居者及び家族等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、サービス提供契約完了後においても、上記の秘密を保持する。 事業者は、職員の退職後も上記の秘密を保持する雇用契約とする。 事業者は、会議等において入居者及び家族の個人情報を利用する場合は、あらかじめ文書にて入居者及び家族等の同意を得る。 	
緊急時等における対応方法		<ul style="list-style-type: none"> 事故・災害及び急病・負傷が発生した場合は、入居者の家族等及び関係機関へ迅速に連絡を行い適切に対応する。（緊急連絡体制・事故対応マニュアル等に基づく） 病気、発熱（37度以上）、事故（骨折・縫合等）が発生した場合、連絡先（入居者が指定した者：家族・後見人）及びどのレベルで連絡するのかを確認する。 連絡が取れない場合の連絡先及び対応についても確認する。 関係行政庁へ報告が必要な事故報告は速やかに報告する。 賠償すべき問題が発生した場合、速やかに対応する。 	

大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容	
茨木市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項	あり		
合致しない事項がある場合の内容	①廊下有効幅員1.8m未満 ②トイレ洗面除く居室有効面積が13m ² 未満		
「8. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	代替措置等の内容		
不適合事項がある場合の入居者への説明	契約締結前に重要事項説明書にて入居者へ説明を行う。		
上記項目以外で合致しない事項	なし		
合致しない事項の内容			
代替措置等の内容			
不適合事項がある場合の入居者への説明			

添付書類：別添1（事業主体が大阪府で実施する他の介護サービス）

別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）

別添3（個人情報使用における同意書）

別添4（身体拘束について）

上記の重要事項の内容、並びに医療サービス等、その他のサービス及びその提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受けました。

（入居者）

住 所

氏 名

様

（入居者代理人）

住 所

氏 名

様

上記の重要事項の内容について、入居者、入居者代理人に説明しました。

説明年月日

年

月

日

説明者署名

(別添1)事業主体が大阪府で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類	事業所の名称	所在地
<居宅サービス>		
訪問介護	あり	ハッピースタッフ茨木 宿川原町 ハッピースタッフ茨木 茨木市宿川原町16番3号 茨木市玉櫛一丁目 5 番 3 号グロー リィ岡村Ⅲ-1 階
訪問入浴介護	なし	
訪問看護	なし	
訪問リハビリテーション	なし	
居宅療養管理指導	なし	
通所介護	なし	
通所リハビリテーション	なし	
短期入所生活介護	なし	
短期入所療養介護	なし	
特定施設入居者生活介護	なし	
福祉用具貸与	なし	
特定福祉用具販売	なし	
<地域密着型サービス>		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし	
夜間対応型訪問介護	なし	
地域密着型通所介護	なし	
認知症対応型通所介護	なし	
小規模多機能型居宅介護	なし	
認知症対応型共同生活介護	なし	
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし	
看護小規模多機能型居宅介護	なし	
居宅介護支援	なし	
<居宅介護予防サービス>		
介護予防訪問入浴介護	なし	
介護予防訪問看護	なし	
介護予防訪問リハビリテーション	なし	
介護予防居宅療養管理指導	なし	
介護予防通所リハビリテーション	なし	
介護予防短期入所生活介護	なし	
介護予防短期入所療養介護	なし	
介護予防特定施設入居者生活介護	なし	
介護予防福祉用具貸与	なし	
特定介護予防福祉用具販売	なし	
<地域密着型介護予防サービス>		
介護予防認知症対応型通所介護	なし	
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし	
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし	
介護予防支援	なし	
<介護保険施設>		
介護老人福祉施設	なし	
介護老人保健施設	なし	
介護療養型医療施設	なし	
介護医療院	なし	

(別添2)

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

		個別の利用料で実施するサービス		備 考
		料金※ (税込)		
介護サービス	食事介助	あり	3,200円/回	
	排せつ介助・おむつ交換	あり	①2,200円/日中 ②2,700円/早朝夜間 ③3,200円/深夜 ※/回	
	おむつ代	あり		おむつ等介護消耗品は入居者負担
	入浴（一般浴）介助・清拭	あり	5,100円/回	
	特浴介助	あり	5,100円/回	
	身辺介助（移動・着替え等）	あり	3,200円/回	
	機能訓練	なし		
生活サービス	通院介助	あり	1,850円/30分	原則として家族対応。やむを得ない場合のみ施設対応。
	居室清掃	あり	2,400円/回	
	リネン交換	あり	2,400円/回	
	日常の洗濯	あり	2,400円/回	
	居室配膳・下膳	あり	100円/1食	体調不良等の場合のみ
	入居者の嗜好に応じた特別な食事	なし		代替食の場合一食につき200円上乗せ
	おやつ	なし		
	理美容サービス	なし		
	買い物代行	あり	2,400円/回	通常の利用区域に限る
	役所手続き代行	あり	1,850円/30分	
	トロミ付け業務（服薬時・水分補給時）	あり	2,000円/月	
サヘルビス	金銭・貯金管理	あり	月額900円	原則として家族対応。希望者のみ別途契約（有料）
	定期健康診断	なし		
	健康相談	あり	無償	施設で対応可能な範囲は必要に応じて行う。
	生活指導・栄養指導	あり	無償	施設で対応可能な範囲は必要に応じて行う。
	服薬支援（服薬確認）	あり	無償	
サヘルビス	生活リズムの記録（排便・睡眠等）	あり	無償	（排便、食事量、睡眠状況等）
	移送サービス	あり	1,850円/30分	原則として家族対応。やむを得ない場合のみ施設対応。
	入退院時の同行	あり	1,850円/30分	原則として家族対応。やむを得ない場合のみ施設対応。
	入院中の洗濯物交換・買い物	あり	1,850円/30分	原則として家族対応。やむを得ない場合のみ施設対応。
	入院中の見舞い訪問	あり	1,850円/30分	原則として家族対応。やむを得ない場合のみ施設対応。

《施設サービスについてのご注意》

※ 施設サービスは入居者の緊急時や病気（慢性的なものを除く）等のやむを得ない場合にサービスを利用された場合の料金となります。

原則として、入浴、排泄、食事介助等の身体介護、掃除、買い物等の生活援助を希望される場合は、原則は訪問介護サービス等の在宅サービスをご利用ください。

※ 安否確認は原則として、毎食事、夜間は2～3時間に1回を目安に行いますが、常時見守りはいたしません。

※ 金銭管理を希望の方は別途契約を締結のうえ対応させていただきます。

※ 通院、入退院時における治療に関する方針等の判断は施設では行えませんので、原則として家族にてご対応ください。

別添3（個人情報使用同意書）

1. 利用期間

- 1) 施設の入退去に必要な期間および入居契約期間に準じます。
- 2) 入居申込から契約に至らなかつた場合は、事業主または入居予定者から辞退の申し出があつた日までとします。

2. 利用目的、情報を提供できる第三者の範囲

- 1) 入居者がサービス提供を受ける医療機関、居宅介護支援事業所、地域包括センター、居宅介護サービス事業所、行政機関、その他必要な事業者への連絡調整のため
- 2) 健康状態の急な変化など主治医に意見を求める必要のある場合
- 3) 入居者が適切なサービスを受けるうえで必要不可欠な場合
- 4) 緊急を要するときの連絡等の場合
- 5) 施設内、法人内でのケアカンファレンス、事例検討会議のため
- 6) 当法人において行われる学生、ボランティア等の実習への協力のため
- 7) 施設内での安全対策のため、共用廊下に防犯カメラを設置し、居室内には睡眠管理センサーを設置する。
(睡眠管理センサーは入居者の希望により設置しないことも可能だが、設置しないことによる転倒後の発見の遅れ等については事業主は責任を負わない。)
- 8) 施設内、法人内への広報誌への掲載のため（都度許可を確認することとする）
- 9) 当法人ホームページへの掲載のため（都度許可を確認することとする）
- 10) 当法人と契約関係にある大学その他の学術研究を目的とする機関等が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合
- 10) 上記の各号に関わらず公表している利用目的の範囲内

3. 使用条件

- 1) 個人情報の提供は利用目的の範囲内とし、サービス提供に関わる目的以外には決して利用しないこと。また、サービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても第三者に漏らさないこと。
- 2) 個人情報を使用した会議の内容などについてその経過を記録し、請求があれば開示する。

別添4（身体拘束について）

1. 身体拘束に関する考え方

身体拘束は入居者様の生活を制限することであり、入居者様の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では利用者様の主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが拘束に対する意識を持ち、身体的・精神的弊害を考慮し、身体拘束のない生活を支えます。

2. 基本方針

1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束を禁止します。

2) やむを得ず身体拘束を実施する場合

身体拘束の必要性を十分検討し、身体拘束による心身の損害よりも拘束をしないリスクの方がたかい場合で、切迫性、非代替性、一時性の3要件のすべてを満たした場合にのみ、ご本人様、ご家族様への説明・同意を得て行うものとします。

(1) 切迫性・・・入居者様本人または他の入居者様の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

(2) 非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

(3) 一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

その他、経過観察を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力いたします。

3) 日常における留意事項

身体拘束を行う必要性が生じないために、日常的に以下のこと取り組みします。

(1) 入居者主体の行動、尊厳ある生活に努める。

(2) 言葉や対応等で、入居者の精神的な自由を妨げない。

(3) 入居者の意向に沿ったサービスのために、多職種協議に努める。

(4) 入居者の身体的自由、精神的自由を安易に妨げるような行為を行わない。

(5) 入居者が主体的な生活をしていただけるように努める。